

◆ 出産育児一時金

出産育児一時金フローチャート

出産する医療機関等で「直接支払制度」を利用しますか？

※直接支払制度を利用できるかどうかは、出産予定の医療機関等にご確認ください。
医療機関等によっては「直接支払制度」の代わりに「受取代理制度」に対応している場合があります。
医療機関等が「受取代理制度」に対応している場合の手続き方法についてはお問い合わせください。

する

出産費用は1児につき42万円未満でしたか？

(※妊娠22週未満の出産、または産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は、39万円)

いいえ

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合は、超えた額を医療機関等へお支払いいただきます。
出産育児一時金の申請は、医療機関等が、全額を協会けんぽに請求しますので、被保険者の方で特に手続きをする必要はありません。

はい

しない・できない

出産費用全額を医療機関等にお支払いいただきます。
※出産費用の支払いが難しい場合は、無利子の貸付制度をご利用いただくこともできます。貸付制度についてはお問い合わせください。

出産育児一時金を協会けんぽに申請できます。

【申請書】健康保険出産育児一時金支給申請書

【添付書類】

- ①医師・助産師または市区町村長の証明がない場合は、出生が確認できる書類
- ②出産費用の領収・明細書の写し
- ③直接支払制度に係る代理契約に関する文書の写し
(直接支払制度を利用しない旨の記載があるもの)

出産費用と出産育児一時金の差額分を、協会けんぽに申請できます。

A. 差額申請書の送付を待って申請する場合

(通常、出産の2~3ヶ月後に、被保険者のご自宅へ協会けんぽから申請用紙等が送付されます)

【申請書】健康保険出産育児一時金差額申請書

【添付書類】不要

B. 出産後すぐに申請する場合

【申請書】

健康保険出産育児一時金内払金支払依頼書

【添付書類】

- ①医師・助産師または市区町村長の証明がない場合は、出生が確認できる書類
- ②出産費用の領収・明細書の写し
- ③直接支払制度に係る代理契約に関する文書の写し
(直接支払制度を利用する旨の記載があるもの)

※②に「出産年月日」と「出生児数」の両方が記載されている場合は、①は不要。

「**直接支払制度**」とは、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請および受取を行う制度です。この制度を利用する場合は、医療機関等と被保険者で、申請・受取に係る代理契約を締結する（合意文書を交わす）こととなります。協会けんぽに事前に手続きをする必要はありません。（※資格喪失後の出産の場合は、協会けんぽに「資格喪失等証明書交付申請書」を提出する必要があります）

「**産科医療補償制度**」とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度で、分娩を取り扱う病院、診療所や助産所（分娩機関）が加入する制度です。産科医療補償制度に加入している医療機関等が出産する場合（妊娠 22 週未満の場合を除く）は、掛金相当分（1 児につき 3 万円）が出産費用に上乗せされることから、出産育児一時金にも掛金相当分が上乗せされて支給されます。（39 万円+3 万円）

- ・ 出産育児一時金の対象となるのは、妊娠 4 ヶ月（85 日）以上の出産で、早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。
- ・ 多胎分娩の場合の支給額は、42 万円（産科医療補償制度対象外の場合は 39 万円）×出生児数です。
- ・ 帝王切開等による分娩で保険適用分の医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで、保険適用分の窓口負担額を一定の自己負担限度額までとすることができます。手続き方法等についてはお問い合わせください。
- ・ 出産育児一時金を受ける権利は、出産日の翌日から 2 年を経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。

資格喪失後の出産育児一時金

次のいずれかの場合は、資格喪失後の出産でも給付を受けることができます。

- ・ 引き続き 1 年以上の被保険者期間がある被保険者が、資格喪失後 6 ヶ月以内に出産した場合
 - ・ 引き続き 1 年以上の被保険者期間がある被保険者が、退職後任意継続被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失後 6 ヶ月以内に出産した場合
- 被扶養者の資格喪失後給付はありません。上記要件を満たさない場合は、資格喪失後に加入した健康保険にお問い合わせください。
- 資格喪失後に直接支払制度を利用される場合は、医療機関等に資格喪失等証明書を提出する必要がありますので、「資格喪失等証明書交付申請書」を協会けんぽにご提出ください。

注）「引き続き 1 年以上の被保険者期間がある」とは、現在の会社で 1 年なくても、それ以前の協会けんぽ（または健康保険組合）加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1 年以上ある場合も含まれます。任意継続の期間及び、共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。

◆出産手当金

被保険者が出産のため会社を休み、事業主から給与が受けられないときは、出産手当金が支給されます。

【申請書】健康保険出産手当金支給申請書

【添付書類】（申請書内に医師証明、事業主証明も必要です）

- ・申請期間と申請期間前1ヶ月分の賃金台帳・出勤簿（タイムカード）の写し

- ・出産手当金は、つぎの①②の条件を満たす場合に支給されます。

①協会けんぽの被保険者の出産であること

※出産手当金は被保険者本人の出産についてのみ支給されます。（被扶養者の出産手当金はありません。）

※出産手当金の対象となるのは、妊娠4ヶ月（85日）以上の出産で、早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。

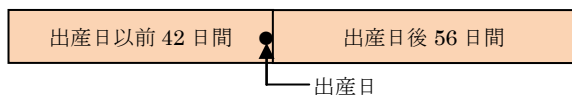
②産前産後期間中に仕事を休み、給与の支給が受けられないこと

※出産手当金の支給額は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）です。給与の支払いがあつて、出産手当金の支給額より少ない場合は、その差額が支給されます。出産手当金の支給額より多く給与を受けている場合は、その期間の分は支給されません。

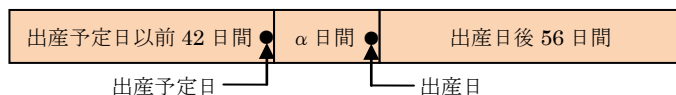
- ・標準報酬日額…標準報酬月額を30日で割った額（10円未満四捨五入）

※出産手当金は、出産日（出産が出産予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以後56日までの期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。（出産が出産予定日より遅れた場合は、遅れた日数だけ産前期間が増えます。）

<出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合>



<出産予定日よりα日遅れて出産した場合>



○出産手当金は産後56日以後であれば一括して請求できます。（希望する場合には、産後56日を経過する前でも、申請書提出日時点までの期間を分割して請求することも出来ます。）

○出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられる場合は、出産手当金の支給が優先します。既に傷病手当金が支給済のときは、出産手当金の内払いとみなし、出産手当金は傷病手当金支給済の期間を除いて支給されます。

○出産手当金を受ける権利は、2年で時効にかかります。（休んだ日ごとにその翌日から起算）

資格喪失後の出産手当金

引き続き1年以上の被保険者期間がある^(注)被保険者が、退職時に出産手当金の支給を現に受けているまたは支給を受けることができる^(※)場合は資格喪失後も給付を受けることができます。

^(※) 具体的には、「退職日当日が産前産後期間内である」かつ「退職日当日に仕事を休んでいる」という場合です。

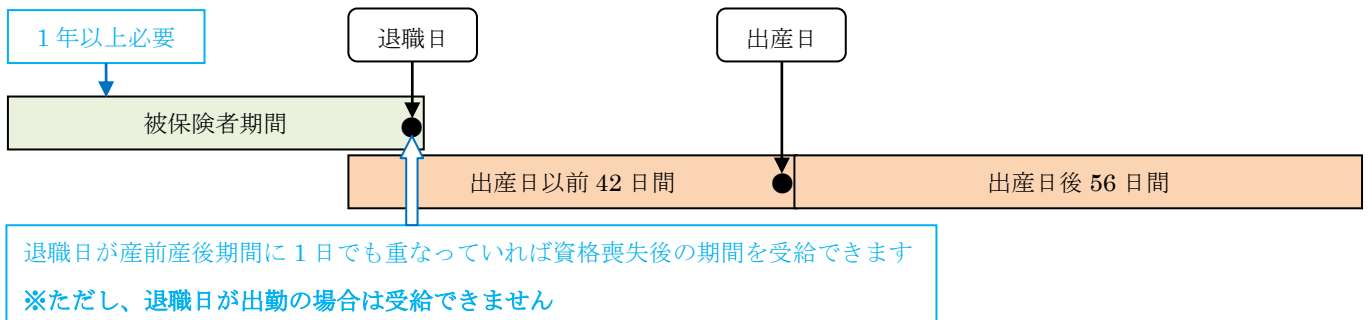
○退職日当日だけが産前産後期間に入っている場合でも産後56日までの資格喪失後給付を受けられますが、**退職日の翌日以降に産前期間に入った場合は、資格喪失後の期間は一切給付対象になりません。**(出産日が出産予定日より遅れた場合でも、退職日が出産予定日以前42日(※多胎妊娠の場合98日)以内であれば、資格喪失後の給付を受けられます。)

○「退職日当日に仕事を休んでいる」とは、**欠勤、公休、有給休暇いずれも含みますが、退職日当日が出勤(短時間でも)の場合は、資格喪失後の給付を受けられません。**

○**任意継続被保険者の出産手当金はありません。**出産手当金の支給要件は、任意継続加入の有無とは関係なく、退職時に上記の条件を満たしているかどうかで判断されます。

^(注) 「引き続き1年以上の被保険者期間がある」とは、現在の会社で1年なくても、それ以前の協会けんぽ(または健康保険組合)加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1年以上ある場合も含みます。任意継続の期間及び、共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。

<退職後、出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合>



<退職後、出産予定日よりα日遅れて出産した場合>

